

東日本大震災においては、多くの通知が厚生労働省から出された。一部を資料として、掲載する。

1 厚生労働省通知より

- 1-1 高齢者、障害者等の要援護者の緊急的対応について
(厚生労働省 3月11日)
- 1-2 「東北地方太平洋沖地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼について
(3月15日)
- 1-3 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について
(厚生労働省社会・援護局総務課長 3月19日)
- 1-4 県域を越えた避難者の旅館・ホテル等への受入れについて
(厚生労働省社会・援護局総務課長 3月24日)
- 1-5 東日本大震災に関する介護給付費及び障害児施設給付費の請求取扱いについて
(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 4月6日)
- 1-6 応急仮設住宅地域における高齢者等のサポート拠点等の設置について
(厚生労働省老健局 4月19日)
- 1-7 応急仮設住宅地域における高齢者等のサポート拠点等の設置について
(厚生労働省老健局 4月27日)
- 1-8 応急仮設住宅のグループホーム等に係る共同生活住居への活用について
(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 4月27日)
- 1-9 東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱いについて
(厚生労働省社会・援護局長 4月30日)
- 1-10 被災地における介護等のサポート拠点に係る取組(1)
(厚生労働省老健局 7月14日)
- 1-11 被災地における介護等のサポート拠点に係る取組(2)
(厚生労働省老健局 8月25日)

2 福祉避難所に関する資料；「東日本・支援者支援事業所向け制度活用ガイド」より抜粋

2-1 「福祉避難所」って何？

その他の資料については、以下のホームページを参照。

* 厚生労働省ホームページのホームページ

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shougai Fukusi.html

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016zaw.html>

* 「東日本・支援者支援事業所向け制度活用ガイド」

<http://www.karuizawa.ne.jp/tanto/saigai/index.html>

被災地で障がいのある人の支援に当たっている支援者や支援事業所に役に立つよう、国から発出された通知類を整理し、実際に活用する際の流れについて紹介したガイド。

* 福祉避難所設置・運営に関するガイドライン

http://www.jrc.or.jp/vcms_lf/080619_fukushi_hinanjo.pdf

資料 1 厚生労働省通知より

事務連絡

平成23年3月11日

各
都道府県
指定都市
中核市

民生主管部局 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐
 厚生労働省社会・援護局総務課災害救助対策室長補佐
 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長補佐
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長補佐
 厚生労働省老健局総務課長補佐

高齢者、障害者等の要援護者の緊急的対応について

1. 「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者については、旅館、ホテル等の避難所としての活用や緊急的措置として社会福祉施設（介護老人保健施設を含む。）への受け入れを行って差し支えありませんので、その対応に万全を期していただきますようお願いいたします。

なお、旅館、ホテル等の避難所としての活用等については、別添のとおり、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会等に対し、協力依頼（厚生労働省健康局生活衛生課長通知）をしておりますので、併せてご連絡いたします。

2. 社会福祉施設等への支援のため、今後、被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するための職員の確保が困難な施設については、広域的調整の下で、他施設から職員の応援派遣を行ってください。また、他都道府県からの派遣等が必要となった場合には、国において調整を図ることとしておりますので申し出下さい。

別添

(写)

健衛発 0311 第 1 号

平成 23 年 3 月 11 日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会会長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う
高齢者、障害者等の要援護者への緊急対応について(依頼)

「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震」の発生に伴い、避難生活が必要となっている高齢者、障害者等の要援護者について、被災自治体等から貴連合会傘下の旅館・ホテルに対して災害援助法に基づく避難所等として活用し受け入れていただくことの要請があった場合には、緊急時の対応としてこれに積極的に御協力いただけるよう、組合に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、当該依頼を受ける際には、利用に関する諸事情について当該都道府県等と十分調整するよう併せて周知願います。

事務連絡
平成23年3月15日

各 都道府県 民生主管課長 殿
指定都市 中核市
(岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市を除く)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長補佐

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長補佐

厚生労働省老健局高齢者支援課長補佐

「東北地方太平洋沖地震」による社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣依頼について

標記については、平成23年3月11日付事務連絡「高齢者、障害者等の要援護者の緊急的対応について」により、被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するための職員の確保に関し、広域的調整をお願いしているところであります。被災地においては、介護職員等が不足している恐れがあり、他地域からの介護職員等の派遣が可能となるよう、管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に対して、介護職員等の派遣のご協力依頼をしていただきますようお願いいたします。(別添イメージ図参照)

つきましては、3月28日(月)から4月中に派遣が可能な介護職員等につきて、
「(別紙1)派遣職員調査総括票」及び「(別紙2)派遣職員登録票」に記入いただき、
以下の厚生労働省各担当宛てメールにて、送付していただきますようお願いいたします。

なお、職員派遣の経費については、福祉避難所として委託を受けた社会福祉施設等について、概ね被災者10人につき1人の介助員等の配置に要する経費を災害救助費から支払うことができます。

○提出〆切

別紙1・・・平成23年3月18日(金) 17時まで

別紙2・・・平成23年3月22日(火) 17時まで

○問合せ及び調査結果報告先

高齢者関係施設……………老健局振興課人材研修係
永見係員:nagami-kazuki@mhlw.go.jp
(代 表) 03-5253-1111 (内線3936)
(ファクシ) 03-3595-2889
(FAX) 03-3503-7894

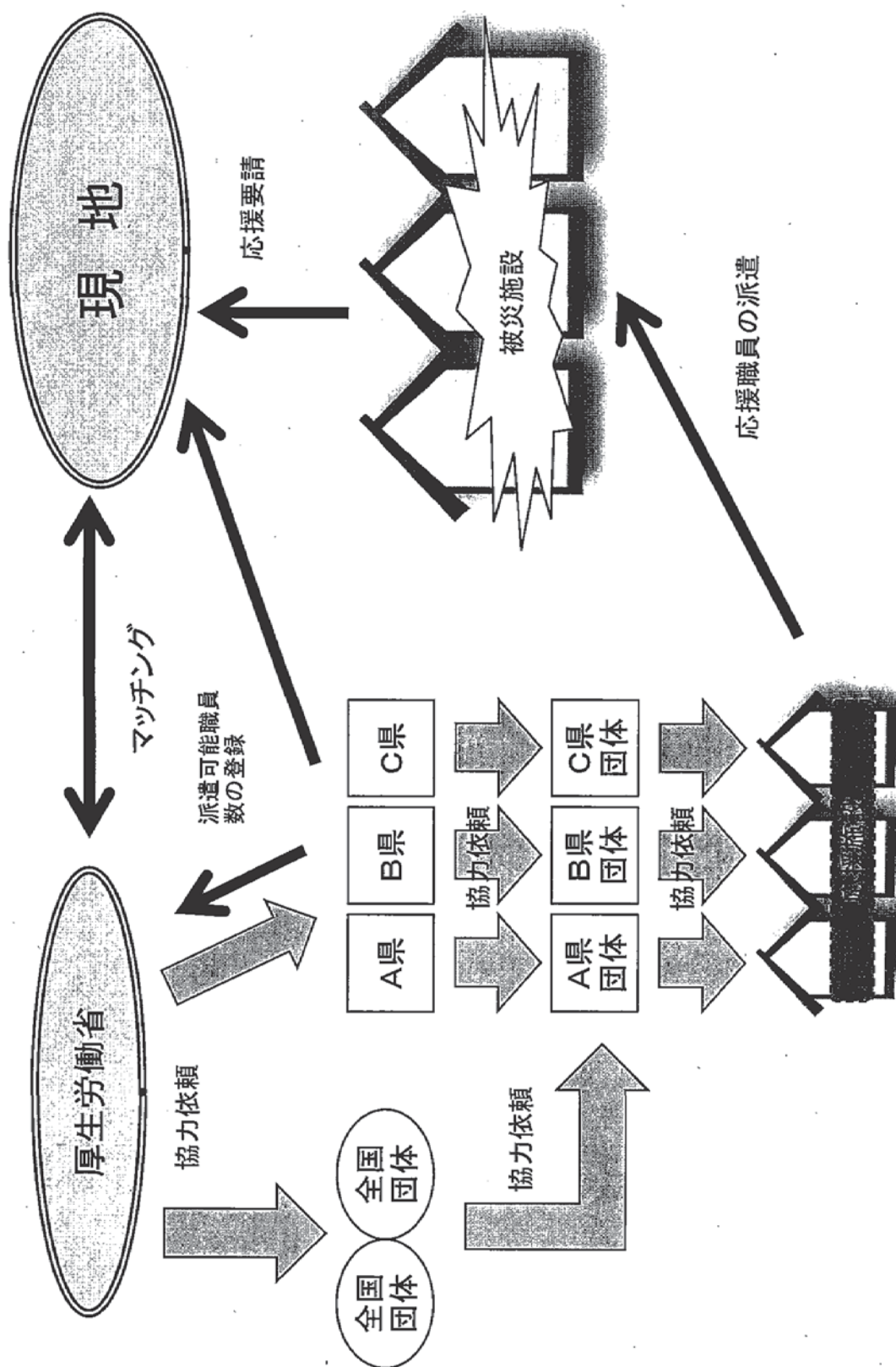
障害児・者関係施設……………障害保健福祉部障害福祉課福祉サービス係
加藤係員：katou-kouichi@mhlw.go.jp
(代 表) 03-5253-1111 (内線3091)
(タ 代 表) 03-3595-2528
(F A X) 03-3591-8914

児童・母子・婦人関係施設……………雇用均等・児童家庭局総務課調整係
村本係長：muramoto-toshinari@mhlw.go.jp
岩瀬係員：iwase-toyoaki@mhlw.go.jp
(代 表) 03-5253-1111 (内線7824)
(タ 代 表) 03-3595-2491
(F A X) 03-3595-2668

生活保護関係施設……………社会・援護局保護課予算係
櫻井係員：sakurai-takuma@mhlw.go.jp
(代 表) 03-5253-1111 (内線2824)
(タ 代 表) 03-3595-2616
(F A X) 03-3591-9898

介護職員等の応援について(調整中のイメージ)

別添



【別紙】

〇〇県(市)派遣職員調査総括表 (高齢者関係施設)

(単位:人)

	施設・事業所分類	ホームヘルパー	施設等介護職員	看護職員	左記以外の職員	計
〇〇県市	介護老人福祉施設(特養)					
	介護老人保健施設					
	介護療養型医療施設					
	養護老人ホーム					
	軽費老人ホーム					
	有料老人ホーム					
	適合高齢者専用賃貸住宅					
	認知症高齢者グループホーム					
	短期入所生活介護事業所					
	通所介護事業所					
	小規模多機能居宅介護事業所					
	訪問介護事業所					
	訪問入浴介護事業所					
	夜間対応型訪問介護事業所					
	合 計					

〇〇県(市)派遣職員調査総括表

(障害児・者関係施設)

【別紙】

(單位:人)

施設・事業所分類	ホームヘルパー	生活支援員 介護職員	保育士	職業指導員 就労支援員	社会福祉士 精神保健福祉士	看護職員	左記以外の職員	計
訪問系サ―ビス(注1)								
日中活動系サ―ビス(注2)								
障害者支援施設								
GH・CH								
旧体系サ―ビス(注3)								
障害児施設(注4)								
精神障害者社会復帰施設等(注5)								
会 計								

(注1)「訪問系サービス」は、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援をいう。

注2)「日中活動系サービス」は、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型をいう。

施設 旧知の譲渡者道所更生施設、旧知の譲渡者入居促進施設、旧知の譲渡者通所授産施設、旧知の障害者入所更生施設（注）**三**「旧体系サ一七又ハ」は、旧身体障害者更生施設（通所を含む。）、旧身体障害者療養施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者通所授産施設、旧知的障害者入居促進施設。

(注4)「障害児施設」は、知的障害児施設、自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、聾唖幼児通園施設、肢体不自由児童施設、肢体不自由児童通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設、旧知的障害者通所療養施設、旧知的障害者通所労務をいう。

施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児通園事業をいふ。

[illegible]

1949年10月1日，中华人民共和国成立。这是中国历史上一个伟大的转折点。从此，中国进入了社会主义革命和建设时期。在这一时期，中国取得了巨大的成就，为国家的繁荣富强奠定了坚实的基础。

【別紙】

(単位:人)

(児童・母子・婦人関係施設)

〇〇県(市)派遣職員調査総括表

施設・事業所分類	児童指導員	職業指導員	児童自立支援 専門員	母子指導員	児童生活支援 員	保育士	左記以外の職員	計
〇〇県市								
乳児院								
児童養護施設								
情緒障害児短期治療施設								
児童自立支援施設								
母子生活支援施設								
助産施設								
婦人保護施設								
児童自立生活援助事業所 (自立援助ホーム)								
小規模住居型児童養育事業所 (ファミリーホーム)								
放課後児童健全育成事業実施施設 (放課後児童クラブ)								
合 計								

【別紙】

〇〇県(市)派遣職員調査 (生活保護関係)

(単位:人)

	施設・事業所分類	指導員	介護職員	看護職員	左記以外の職員	計
〇〇県市	救護施設					
	更生施設					
	合 計					

【別紙2】

県・市

派遣職員登録票

平成23年 月 日現在

施設種別	施設名		
都道府県	住所	TEL	FAX
担当者（役職）			

	派遣可能期間	派遣可能な職員の職種	性別	備考
例	〇月〇日～〇月〇日（〇日間）	介護職員	男・女	
1			男・女	
2			男・女	
3			男・女	
4			男・女	
5			男・女	

※「派遣可能な職員の職種」欄には、介護職員の他、看護職員、相談員、OT、PT等派遣いただける職員の職種の職種を記載してください。

※5名を超えて登録いただける場合には、恐縮ですが本票をコピーしてご記入ください。

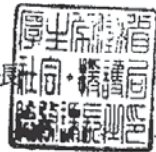
※3月28日から4月中に派遣が可能な職員について、ご記入ください。

社援総発0319第1号

平成23年3月19日

各 都道府県 災害救助担当主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る
災害救助法の弾力運用について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災した各都道府県及び被災者を受け入れている各都道府県においては、既に災害救助法に基づき応急救助を実施していただいているところであるが、今般の震災による被害の甚大さにかんがみ、災害救助法の運用に当たって下記に留意し、被災地はもちろん被災地でない都道府県においても積極的に被災者の救助に当たられたい。

また、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

記

1 特別基準の設定について

災害救助法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成12年3月31日厚生省告示第144号。以下「一般基準」という。)に基づき実施されているところであるが、被災状況等によって、一般基準では対応できない場合もあるので、特別基準を設定することが可能とされている。

2 特別基準の運用について

特別基準の設定及び運用については個々具体の被災状況を踏まえ決定されるものであるが、各自治体等からの問い合わせの多い事項については、次のような取扱いとする。

(1)避難所の設置

公共施設等を避難所として開設することを原則とするが、これだけでは不足する場合や

高齢者等の利用に配慮した避難所が必要となる場合等には、必要に応じて、公的な宿泊施設を利用したり、民間の旅館、ホテル等を借り上げるにより避難所として活用することも可能であるので、積極的に検討されたい。なお、この場合、地域の実情に応じて避難所の設置のため相当な経費は国庫負担の対象となるので留意されたい。

(参考)なお、「相当な経費」として、新潟県中越地震の際には特別基準として1人1日5,000円(食事込)の基準を設定した。

(2) 避難所の開設期間、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

避難所の開設期間、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給については、一般基準では7日以内とされているが、災害救助法を適用した自治体との電話による協議の結果、2ヵ月までとすることに同意したので了知されたい。

(3) 応急仮設住宅の給与

応急仮設住宅の給与に当たっては、寒冷地仕様にも配慮すること。また、地域の実情に応じ、民間賃貸住宅、空き家の借り上げにより設置することも差し支えないので留意されたい。

(参考)なお、岩手・宮城内陸地震の際には、寒冷地であることに配慮して、民間賃貸住宅について1戸当たり月額6万円で借り上げた。

(4) 応急仮設住宅の着工期間

応急仮設住宅の着工期間については災害発生の日から20日以内とされているが、被災状況にかんがみ、この期間に着工することができない場合も想定されるので、この期間を超えてもできるだけ早期に着工するのであれば差し支えないので了知されたい。

3 広域にわたる避難が行われた場合の取扱い(法第35条の活用)

今般の災害の被災状況にかんがみ、災害救助法が適用された都道府県からの県域を越えた避難も想定されるところであるが、このような避難についても、当然、災害救助費等負担金の国庫負担の対象となる。法に規定する各種の救助に要する費用については、災害救助法の適用を行った都道府県が支弁することになるが、被災した都道府県から要請を受け、災害救助法が適用された市町村からの避難者を受け入れて行われた救助については、受け入れた都道府県から災害救助法の適用を行った都道府県に対して求償することが法律上もできることとされているので留意されたい。

4 その他

(1) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の4第1項又は第70条の6第1項に基づき贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地を都道府県が災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく応急仮設住宅のために

一時使用する場合は、農地に戻す見込みがある等所定の要件を満たすときは農地に係る贈与税又は相続税の納税猶予が継続される特例（同法第70条の4第17項又は第70条の6第21項）があるので、御丁知願いたい。詳細については、追って連絡するが、贈与税等の納税猶予の適用を受けている農地を応急仮設住宅用地として検討される場合には、事前にご相談いただきたい。

- (2) 御遺体の発見場所から安置所までの輸送に係る経費についても、災害救助費等負担金の国庫負担の対象となるので留意されたい。

社援総0324第1号

平成23年3月24日

各 都道府県 災害救助担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



県域を越えた避難者の旅館・ホテル等への受入れについて

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災した方々の応急救助のため、各都道府県において、旅館・ホテル等を借り上げるにより避難所として活用することを可能とする旨の通知（「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」（平成23年3月19日付け厚生労働省社会・援護局総務課長通知））を発出したところであるが、本日、国土交通省観光庁より別添のとおり「県境を越えた被災者の旅館・ホテル等への受入れについて」（平成23年3月24日付け観光庁観光産業課長通知）が発出されたので、被災地はもちろん被災地でない都道府県においても、関係部局・管内市町村と連携の上、被災した方々の迅速な受入体制の確保に留意願いたい。

また、避難所の開設期間については、原則7日以内を2ヵ月まで既に延長したところであるが、被災した方々の生活環境が応急仮設住宅等において安定的なものとなるまでの間、避難所の運営は2ヵ月を超えても更新されることとなる。従って、旅館・ホテル等を避難所として開設する場合においては、貴管内の全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会関係旅館・ホテル等関係者にこの旨周知されたい。

おって、当該旅館・ホテル等への移送費についても、避難所の設置のための経費と同様、災害救助法の適用を行った都道府県から要請に基づき、被災した方々を県域を越えて受け入れた場合、受け入れた都道府県から災害救助法の適用を行った都道府県に対して求償することが可能であることを申し添える。

なお、管内政令都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、上記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

観 産 第 6 6 0 号
平成 2 3 年 3 月 2 4 日

都道府県観光主管課長 殿

観光庁観光産業課長



県境を越えた被災者の旅館・ホテル等への受入れについて

平素より大変お世話になっております。

平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により、被災県においては、多数の被災者の方が避難を余儀なくされています。

こうした状況にかんがみ、観光庁においては、厚生労働省等関係省庁の協力の下、災害救助法の枠組みを活用し、県境を越えた被災者の旅館・ホテル等への受入れを支援することとしましたので、御了知下さい。

また、本件について、管下の市町村に対して情報提供をお願いします。

記

1. 概要

観光庁において、災害救助法の枠組みを活用し、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会（以下「全旅連」という。）から提供を受けた受入可能な旅館・ホテル等のリストを基に、県外へ避難を希望する被災者の意向を踏まえ、被災者と避難先施設のマッチングを行うとともに、旅行業者と連携して移動手段となるバス等の手配を実施することにより、県境を越えた被災者の旅館・ホテル等への受入れを支援します。

2. 対象者・受入施設について

(1) 対象者について

災害救助法が適用された被災市町村における被災者であって、被災県の要請により、県外の旅館・ホテル等に避難する方が対象者（※1）となります。

(2) 受入施設について

受入施設は、全旅連が作成するリスト（※2）に掲げられた旅館・ホテル等の有料施設とし、宿泊費用は1泊3食付き一人当たり5,000円以内となります。

また、受入期間は、継続的に居住できる施設が確保されるまでの当分の間とします。受入施設は、災害救助法に基づく避難所として受入県が借り上げ、被災者に提供することとなります。

※1 対象者は、高齢者、身体障害者、乳幼児及びその付添の方など被災して避難所を提供する必要のある方も含まれます。

避難させる被災者の優先順位については、国において、統一的な方針を設けませんので、被災県の判断となります。

※2 リストは、都道府県旅館組合が作成していますが、組合員以外の旅館・ホテル等であっても、当該施設が希望すれば、リストに掲載されることとなっています。

3 費用について

旅館・ホテル等の宿泊費用は受入県において、当該施設への移動費用は被災県において負担していただいた上で、災害救助法の適用によって、受入県が負担した費用は被災県に求償されることとなり、最終的には、国が被災県に対して、必要な財政措置を講ずることを予定しています。

このため、受入県の費用負担はありません。また、被災者自身の費用負担もありません。

4 手順等について

- (1) 全旅連において、受入可能な旅館・ホテル等の情報（以下「施設リスト」という。）を集約の上、観光庁に情報提供を行う。
- (2) 観光庁は、施設リストを被災県に提供する。被災県は、当該施設リストを管下の被災市町村に提供する。
- (3) 被災県は、管下の被災市町村内の被災者のうち県外の旅館・ホテル等への避難が必要と判断した被災者の情報（以下「避難者リスト」という。）を集約の上、観光庁に情報提供を行う。
- (4) 観光庁は、避難者リストを全旅連に提供し、基本的なマッチングを実施する。
- (5) マッチングが調った場合は、被災県と受入県の旅館組合との間で、具体的な受入スケジュール等の調整を行うとともに、並行して、被災県が受入県に対して要請を行うなど両県の間で避難受入について必要な調整を行う。
- (6) 観光庁は、被災県の求めに応じて、被災者が現在居所としている避難所から、当

該避難先の旅館・ホテル等への移動のためのバス等について、旅行業者を通じて手配する。

5 その他

実施に当たっては、貴都道府県の災害対策本部又は防災担当部局とも十分な調整を図っていただくようお願いします。

事 務 連 絡

平成 2 3 年 4 月 6 日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課

東日本大震災に関する介護給付費等及び障害児施設給付費の請求の取扱いについて

東日本大震災に関する障害者自立支援法に基づく介護給付費等及び児童福祉法に基づく障害児施設給付費（以下「介護給付費等」という。）の請求に係る事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、管内市町村、事業者等及び国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への周知について、遺漏なきようお願いしたい。

記

1 平成 2 3 年 3 月サービス提供分に係る介護給付費等の請求について

平成 2 3 年 3 月サービス提供分に係る介護給付費等の請求については、今回の地震による被災によりサービス提供記録等を滅失又は棄損した場合、あるいは地震発生直後における障害福祉サービス等提供内容について十分に把握することが困難である場合の対応として、下記（１）又は（２）の場合において概算請求を行うことができるものとする。

（１）被災前にサービス提供を行った場合の概算による請求

今回の地震によりサービス提供記録等を滅失又は棄損した障害福祉サービス等の事業所については、平成 2 3 年 3 月 1 1 日以前のサービス提供分については概算による請求を行うことができるものであること。

（２）被災後にサービス提供を行った場合の概算による請求

平成 2 3 年 3 月 1 2 日以降にサービス提供を行ったときは、同日以降のサービス提供分については、原則として通常の手続による請求を行うこと。

ただし、災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。以下同じ。）に所在する障害福祉サービス等の事業所であって、平成 2 3 年 3 月 1 2 日以降にサービス提供を行ったものについては、当該事業所の状況に鑑み、通常の手続による請求を行うことが困難な場合には、同日から 3 月末日までのサービス提供分について、概算による請求を行うことができるものであること。

2 概算による請求を行う場合の取扱いについて

（１）概算による請求を選択する際の届出

概算による請求を選択する障害福祉サービス等の事業所については、やむを得ない

事情がある場合を除き、平成23年4月13日までに概算による請求を選択する旨、各国保連に届け出ること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

(2) 介護給付費等の算出方法

原則として平成22年11月サービス提供分から平成23年1月サービス提供分までの介護給付費等支払実績（過誤調整分を含む。）により（当該障害福祉サービス等を行う事業所について特別な事情がある場合には、別途障害福祉サービス等の事業所と調整をする。）、下記①及び②により算出し、それを合計して支払を行うこととなるため、各事業所においては、別紙の様式により届け出るものとする。

① 平成23年3月11日以前のサービス提供分

$$\frac{\text{平成22年11月～平成23年1月
介護給付費等支払額}}{92} \times 11$$

② 平成23年3月12日以降のサービス提供分

【障害者自立支援法に基づく介護給付費等】

$$\frac{\text{平成22年11月～平成23年1月
介護給付費等支払額}}{92} \times 20 \times (1 + 0.0031)$$

【児童福祉法に基づく障害児施設給付費】

$$\frac{\text{平成22年11月～平成23年1月
介護給付費等支払額}}{92} \times 20 \times (1 + 0.0107)$$

(3) 罹災証明書又は罹災届出証明書の提出

上記1（1）に該当する事業所であって、上記1（2）に規定する地域以外の区域に所在するものについては、罹災証明書又は罹災届出証明書を併せて各国保連に提出すること。

(4) 介護給付費等支払額を確定

この方法による請求を選択した事業所については、この方法による概算額をもって平成23年3月サービス提供分の介護給付費等支払額を確定するものであること。

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

(1) 請求書の提出期限について

- ① 平成23年3月サービス提供分（4月提出分）に係る請求明細書の提出期限については、災害救助法適用地域に所在する障害福祉サービス等の事業所に限り、平成23年4月13日とすること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

- ② 電子情報による請求が困難な事業者については、市町村（障害児施設給付費については県（指定都市を含む。））へ紙で請求することもできるものとする。

（２）利用者負担の徴収が猶予された者に係る請求手順について

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した障害者等に対する支給決定等について」（平成２３年３月２４日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか事務連絡）により利用者負担の徴収が猶予された者（以下、「利用者負担猶予対象者」という。）に係る介護給付費等の請求については、請求明細書の「請求額集計欄」の給付率に１００と記載して請求すること。

（３）受給者証を障害福祉サービス等の事業所に提示せずにサービスを利用した者に係る請求手順について

- ① 障害福祉サービス等の事業所においては、過去に利用したことのある事業所に問い合わせることにより、また、本人に確認した事項等により、可能な限り受給者証番号等の確認を行い、通常の請求ができるよう努めることとする。
- ② 上記①において、受給者証番号等の請求明細書に記載する項目の確認ができない受給者の請求については、請求明細書に可能な限り記載を行い、また、請求明細書欄外上部に受給者の住所及び赤色で「不詳」と記載し、紙にて作成すること。なお、サービス提供実績記録票、上限額管理結果票等、請求明細書に添付するものについても同様の取り扱いとする。ただし、電子情報による請求が可能な事業者については、別添に従い、各国保連に請求を行うこと。
- ③ 上記②において作成した請求明細書のうち利用者負担猶予対象者に係る分については、請求明細書の欄外上部に赤色で災１と記載すること。
なお、その他の取り扱いは３（２）に準ずるものとする。
- ④ 上記②③において作成した請求明細書については、通常の請求明細書とは分けて請求書を作成し、市町村等へ提出すること。ただし、当該市町村等が被災しており、庁舎の倒壊等により通常業務を行うことが困難である場合は、事業者が所在する県の国保連に提出するものとする。
- ⑤ 上記④による請求を行った事業所については、請求額を確認の上、請求金額を確定するものであること。

４ ４月分及び５月分の障害福祉サービス等提供分の介護給付費等の請求の取り扱いについて

４月分及び５月分の障害福祉サービス等提供分の介護給付費等の請求の取り扱いについては、別途連絡する。

５ 福祉医療機構による経営資金の貸付について

東日本大震災により被害を受けた社会福祉施設等については、一時的に報酬の支払いが中断した場合には、福祉医療機構による経営資金の貸付が受けられる場合がある。貸付条件等については、以下のホームページを参照されたい。

(http://hp.wam.go.jp/Portals/0/docs/recovery/pdf/20110401_fukushi2_jishin.pdf)

※問い合わせ先は次のとおり。

独立行政法人	福祉医療機構	福祉貸付部	福祉審査課
TEL	０１２０－３４３８－６２		
FAX	０３－３４３８－０５８３		

(別紙)

東日本大震災に関する概算による介護給付費等
及び障害児施設給付費の請求に関する届出書
(平成 23 年 3 月サービス提供分)

事業所番号	
東日本大震災に関する概算による介護給付費等及び障害児施設給付費の請求を行いたいので、次のように届け出ます。 平成 年 月 日 請求事業所等 所在地 及び 名称 : 開設者名・事業者氏名 : 印 〇〇国民健康保険団体連合会 殿	
次のうち、該当するものに○を付すこと。(複数可) ア サービス提供記録等が滅失又は棄損したため、3月1日から3月11日までのサービス提供について概算により請求を行う。 イ 災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。)に所在する障害福祉サービス等の事業所であって3月12日以降にサービスを提供したが、請求事業所等の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難であるため、3月12日から3月31日までのサービス提供分について概算により請求を行う。	

(別添)

受給者証を障害福祉サービス等の事業所に提示せずにサービスを利用した者に係る電子情報による請求手順について

受給者証を障害福祉サービス等の事業所に提示せずにサービスを利用した者に係る電子情報による請求については、以下の要領に従い行うこと。

- 「市町村番号」には、当該受給者の市町村番号を記録する。
- 「受給者証番号」には、上記市町村が所在する国保連に連絡し、国保連から払い出された受給者証番号を記録する。
- 利用者負担猶予対象者に係る分については、請求明細書給付費明細欄の先頭行の摘要欄に「災1」と記録する。

事務連絡

平成23年4月19日

〇〇県高齢者保健福祉主管部（局）御中

（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県）

厚生労働省老健局総務課

高齢者支援課

振興課

老人保健課

応急仮設住宅地域における高齢者等のサポート拠点等の設置について

東日本大震災により被災した方等への必要な介護保険サービス等の確保については、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災の被災地において応急仮設住宅の建設・入居が始まっているところですが、応急仮設住宅における要介護高齢者等の安心した日常生活を支えるためには、応急仮設住宅地域に、高齢者等に対する総合相談、デイサービスや生活支援サービスを提供するため、以下のような機能を有するサポート拠点等を設置することが有効と考えられます。

このような観点から、貴県における応急仮設住宅の建設計画の策定に当たっては、このようなサポート拠点等を積極的に整備されるよう、建設部局と連携し、必要な対応をお願いいたします。

国においても、このようなサポート拠点等の設置・運営に必要な財政的支援を検討しているところです。

また、本件については、国土交通省住宅局とも情報共有していることを申し添えます。

なお、別紙のとおり、新潟県中越地震の際に応急仮設住宅地域に設置されたサポートセンター等の概要を添付しますので、参考としてください。

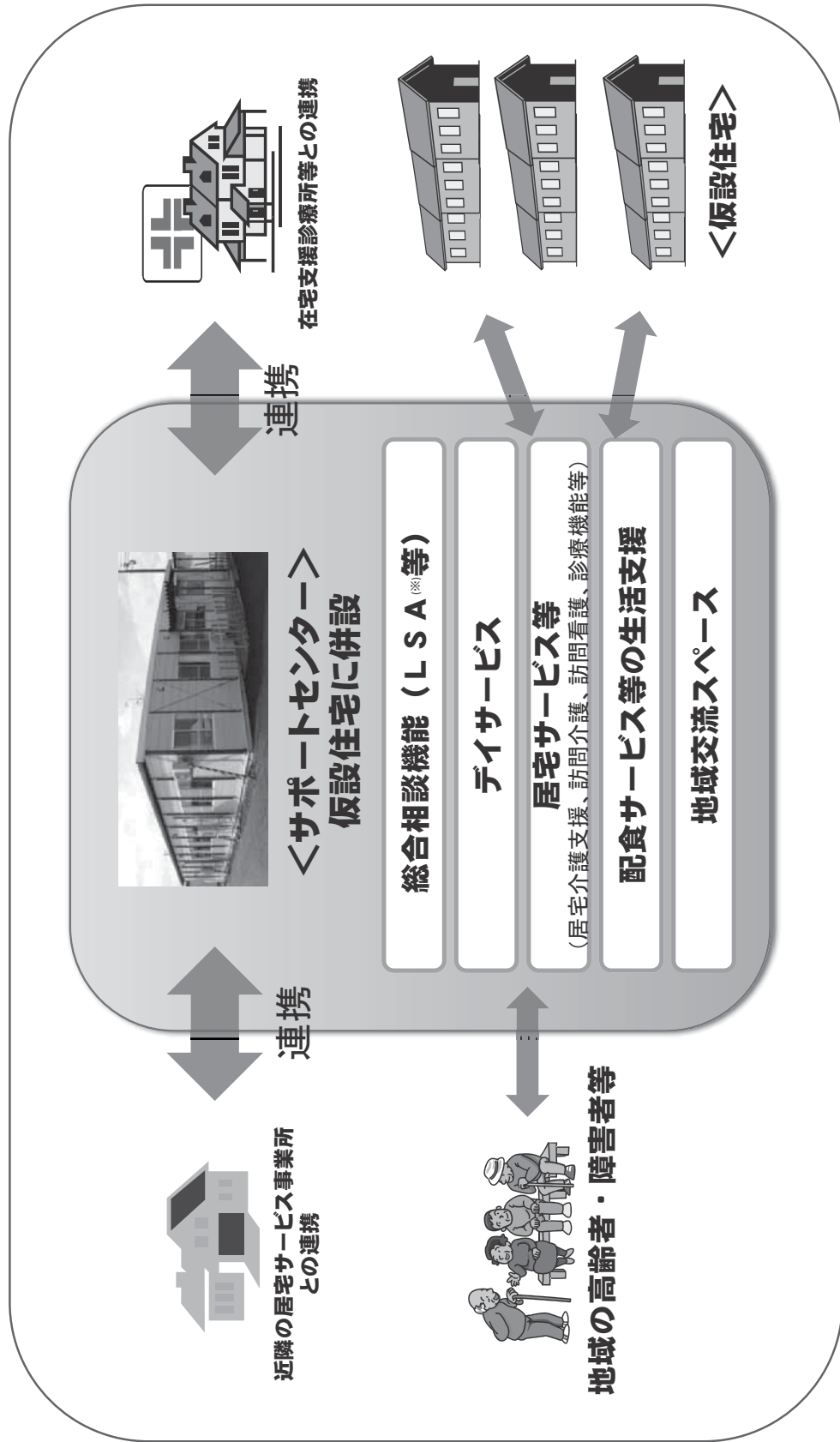
【高齢者等のサポート拠点に必要と考えられる機能（例）】

- ・総合相談機能（ライフサポートアドバイザー（L S A）の配置等）
- ・デイサービス
- ・居宅サービス等（居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、診療機能等）
- ・配食サービス等の生活支援サービス・ボランティア等の活動拠点
- ・高齢者、障害者や子ども達が集う地域交流スペース

- 別紙1 仮設住宅に付設する介護等のサポート拠点について（イメージ）
- 別紙2 新潟県中越地震に係る応急仮設住宅地におけるデイサービスセンターについて
- 別紙3 グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）（例）

別紙 1

仮設住宅に付設する介護等のサポート拠点について(イメージ)



※ LSA：ライフサポートアドバイザー＝住民からの様々な相談を受け止め、軽微な生活援助のほか、専門相談や具体的なサービス、心のケア等につなぐなどの業務を行う者

新潟県中越地震に係る応急仮設住宅地におけるデイサービスセンターについて

1. 概要

長岡市の長岡駅近くの仮設住宅地において、被災した高齢者等の生活を支援するため介護保険サービスを始めとするサービスの拠点を整備

2. サービスセンターの内容

《名称》サポートセンター千歳

《内容》仮設住宅（459戸）の集会所として設置

《面積》300㎡

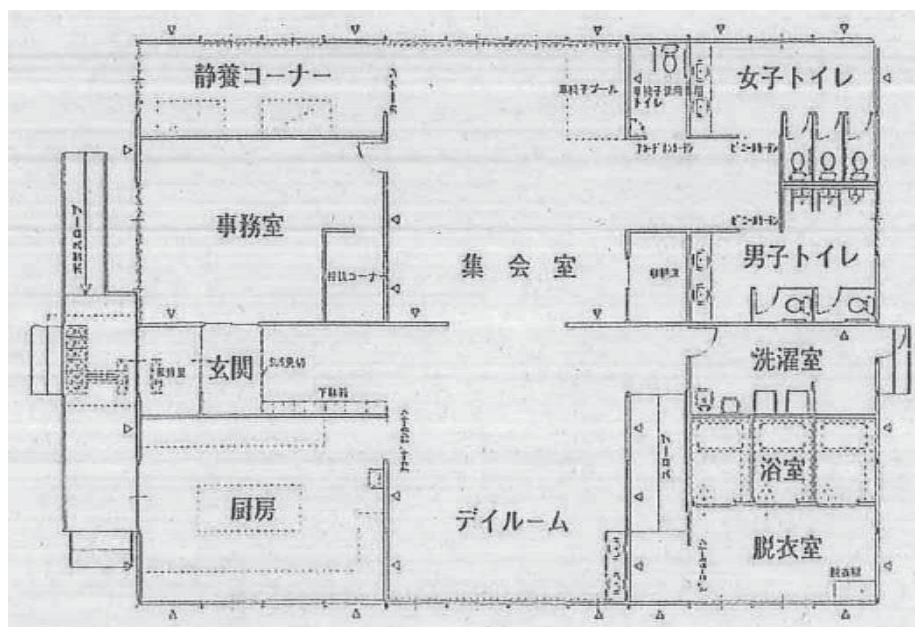
《機能》集会室、トイレ、デイルーム、洗濯室、浴室、厨房等

※浴室、厨房は災害救助法の応急仮設住宅の集会場の機能としては対象外

《運営》社会福祉法人長岡福祉会に委託

《サービスの内容》通所介護、訪問介護・看護、配食サービス、生活相談、地域交流

図：サポートセンター千歳平面図



別紙 3

グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）について

○ ニーズに応じた仮設住宅の整備

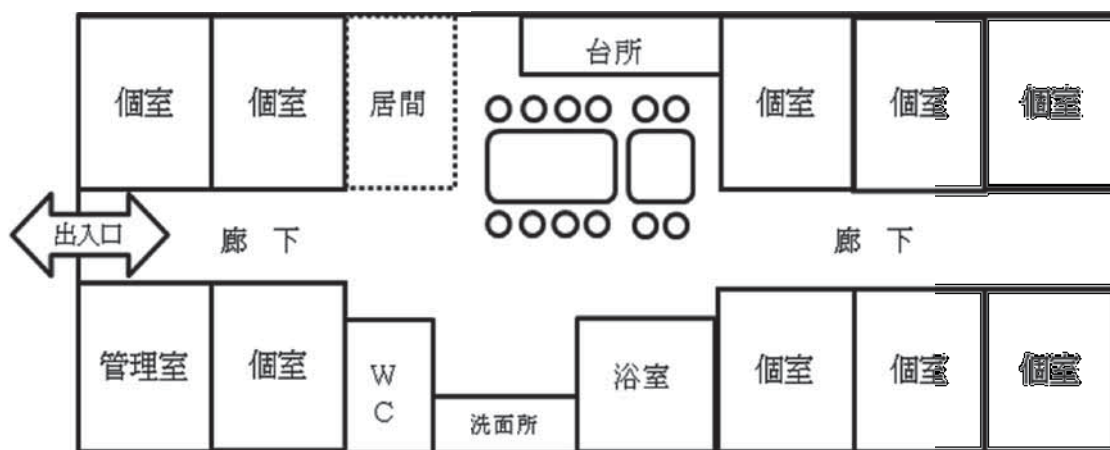
応急仮設住宅の整備にあたっては、仮設住宅群において高齢者や障害者に配慮した仕様など、ニーズに応じた応急仮設住宅（福祉仮設住宅）の整備に考慮。

○ 住宅の概要（設備のイメージ）

- ・ 1階建て
- ・ 1棟あたり、和室又は洋室（4.5畳～）で9室
- ・ 浴室、台所、共同生活スペース（居間、食堂など）、管理室

※ IH クッキングヒーターや暖房設備など防災に関する配慮が必要。

図：福祉仮設住宅のイメージ



＊ グループホーム型の福祉仮設住宅において、これまでのサービスを継続して提供できている場合は介護報酬を請求することが可能。

＊ 継続したサービスの提供にあたっては、これまでかかわってきた介護職員による介護サービスの提供に考慮。

事務連絡

平成23年4月27日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局振興課

応急仮設住宅地域における高齢者等のサポート拠点等の設置について

東日本大震災により被災した方等への必要な介護保険サービス等の確保について、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

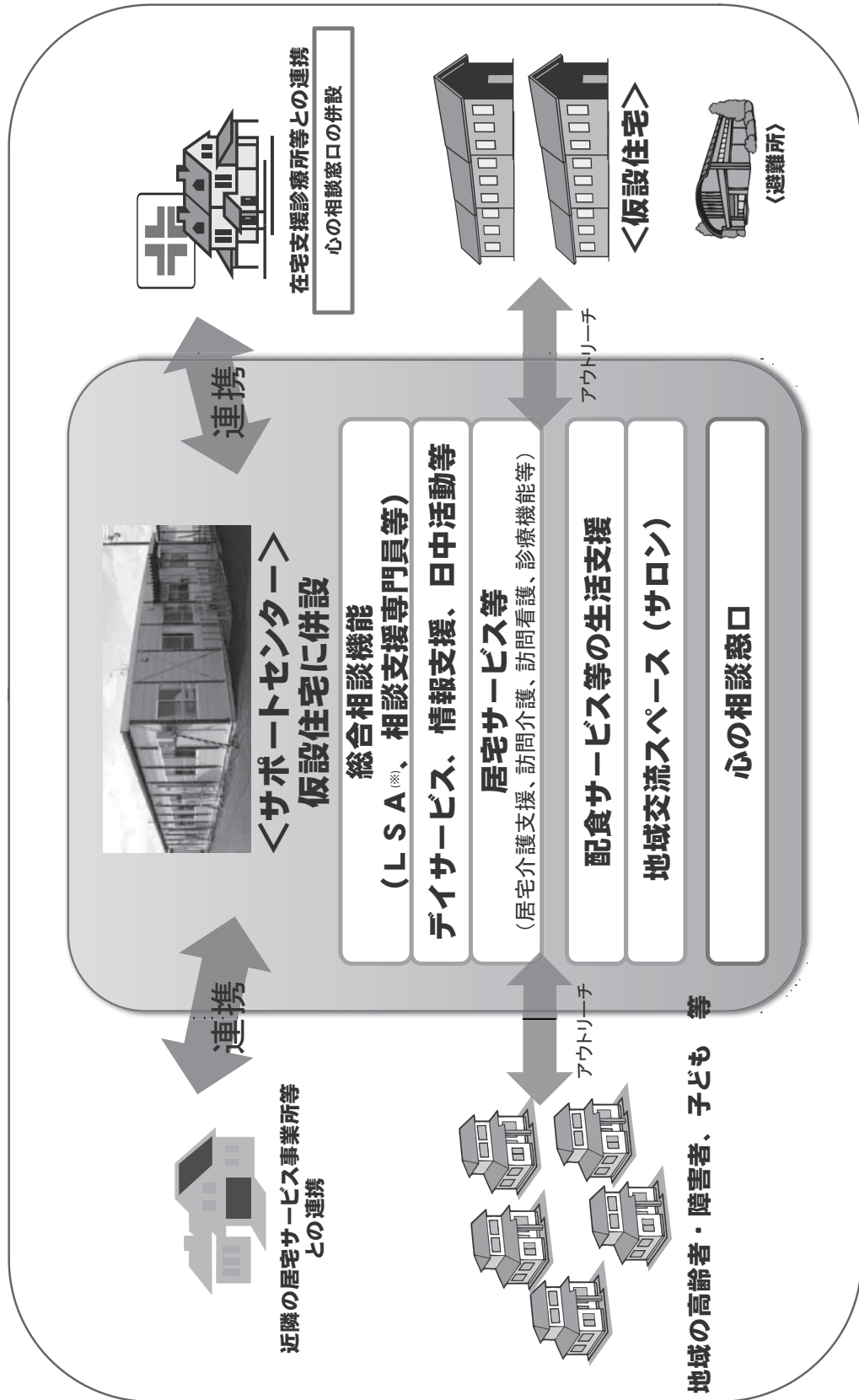
さて、東日本大震災の被災地において応急仮設住宅の建設・入居が始まっているところですが、応急仮設住宅における要介護高齢者等の安心した日常生活を支えるためには、応急仮設住宅地域に、高齢者等に対する総合相談、デイサービスや生活支援サービスを提供するため、以下のような機能を有するサポート拠点等を設置することが有効と考えられます。

これを踏まえ、国においては、当該サポート拠点等の設置・運営に必要となる財政的支援として、平成23年度第一次補正予算（案）において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）を積み増し、当該基金を活用した対応を検討しております。

つきましては、別紙の通り、当該サポート拠点の設置・運営イメージ等を送付いたしますので、当該基金の積み増し対象となる被災地各県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県）におかれましては、サポート拠点の設置・運営にあたりご参照下さい。また、対象外の都道府県におかれましても、当該取組みについてご了知いただき、被災地に対する所要のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、関連して、被災地各県に対し、「応急仮設住宅地域における高齢者等のサポート拠点等の設置について」（平成23年4月19日付事務連絡）を発出しておりますので添付いたします。

仮設住宅等における介護等のサポート拠点について(イメージ)

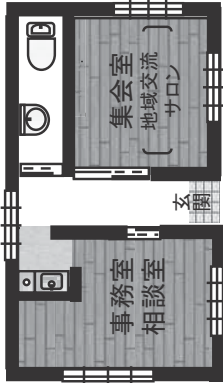


※ LSA：ライフサポートアドバイザー＝住民からの様々な相談を受け止め、軽微な生活援助のほか、専門相談や具体的なサービス、心のケア等につなぐなどの業務を行う者

介護等のサポート拠点の参考例

○ 仮設住宅の規模等に応じて、サービス内容の選択・組み合わせが可能

[事例1] 小規模サポート拠点 (50㎡程度) [事例2] 中規模サポート拠点 (100㎡程度) [事例3] 総合的複合拠点 (300㎡程度)
事務室 (LSA等) + 総合相談 + 地域交流サロン 事務室 (LSA等) + 総合相談 + 地域交流サロン 事務室 (LSA等) + 総合相談 + 地域交流サロン + デイサービス

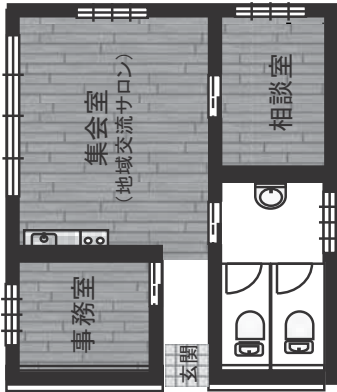


- 主な機能**
- ・総合相談
 - ・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等)の拠点
 - ・地域交流サロン

主な設備

事務室、相談室、集会室、トイレ、給湯室

- 主な職員**
- ・相談職員 (LSA等) 1名
 - ・事務員 1名

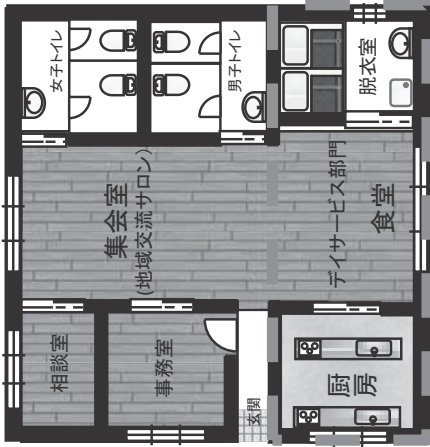


- 主な機能**
- ・総合相談
 - ・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等)の拠点
 - ・地域交流サロン

主な設備

事務室、相談室、集会室、トイレ、調理機器 (簡易)

- 主な職員**
- ・相談職員 (LSA等) 1名
 - ・介護職員 2名
 - ・事務員 1名



- 主な機能**
- ・総合相談
 - ・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等)の拠点
 - ・デイサービス(食事・入浴)
 - ・地域交流サロン
 - ・障害者の日中活動の場

主な設備

事務室、相談室、デイサービス集会室、トイレ (男女別)、浴室、厨房設備

- 主な職員**
- ・介護・看護職員 3名 (デイ)
 - ・相談職員 (LSA、相談支援専門員等) 1名
 - ・調理員 2名 ・事務員 1名

地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成23年度第一次補正予算（案） 7,020,870千円

東日本大震災による被災者の生活支援や復興支援を目的として、被災都道府県に対する介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の積み増しを行う。

〔積み増しの対象となる県〕 東日本大震災による災害救助法の適用を受けた市町村を有する都道府県

（内訳）青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県

【事業内容（例）】

1 避難所や仮設住宅における専門職種による相談・生活支援等

（例）

- ・ 避難所等（仮設住宅、在宅を含む）の要介護高齢者、障害児者等に対する介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者によるニーズの把握等の必要な情報収集
- ・ 避難所等の障害児者に対する精神保健福祉士、職業指導員や、児童指導員、手話通訳者等の専門職種の者による生活支援や情報支援
- ・ 避難所等において特段の配慮を要する高齢者（認知症高齢者や重度の要介護者等）に対する専門医や介護福祉士等の専門職種の者による相談・援助
- ・ 心の健康を保持するための臨床心理士等による相談活動
- ・ 避難所等から緊急避難的に要介護者をショートステイ等に受け入れる事業
- ・ 被災者を緊急避難的に受け入れ、家賃等の利用者負担の軽減を行う認知症・障害者グループホーム、ケアホームに対する支援を行う事業
- ・ 学校等関係団体との連絡調整
- ・ その他介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者等による被災地における支援に資する事業

【主な対象経費】事業費（専門職種の者に係る人件費、旅費、備品購入費等）等

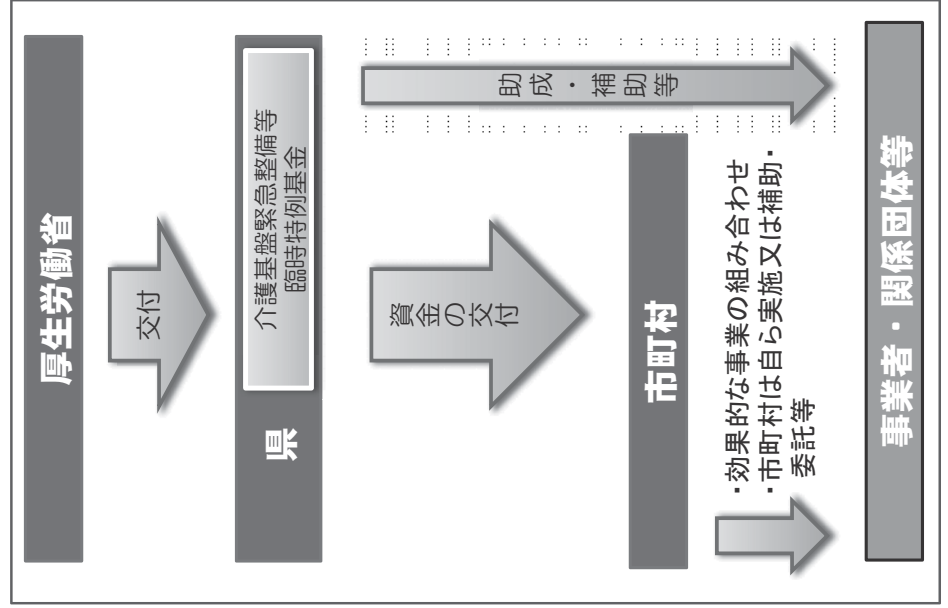
2 仮設住宅等の被災地における介護・福祉サービスの拠点づくり等

（例）

- ・ 仮設住宅等の被災地において、高齢者、障害者等をはじめとした被災者同士または被災者と支援者のコミュニケーションの構築を行う拠点を整備する事業
- ・ 仮設住宅の公共スペース等の活用により、要介護高齢者等に対する総合相談、デイサービス、訪問介護や訪問看護、生活支援、アウトリーチによる相談等を包括的に提供するサポート拠点を整備を推進する事業等

【主な対象経費】拠点整備に係る経費（改修費、初度設備購入費等）等

＜参考＞事業実施までの流れ



事務連絡

平成23年4月27日

青森県
岩手県
宮城県
福島県
茨城県
栃木県
千葉県
新潟県
長野県

障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

応急仮設住宅のグループホーム等に係る共同生活住居への活用について

東日本大震災により被災した障害者等への必要な障害福祉サービスの確保等については、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災に係る応急仮設住宅については、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」（平成23年3月19日厚生労働省社会・援護局総務課長通知（別添1））及び「東日本大震災に係る応急仮設住宅について」（平成23年4月15日厚生労働省社会・援護局総務課長通知（別添2））により、被災地域において、漸次、設置されているところですが、当該応急仮設住宅を共同生活介護及び共同生活援助（以下「グループホーム等」という。）に係る共同生活住居として活用することは、避難所等で生活されている障害者の住まいの場の確保のための有効な方策のひとつであると考えています。

このような観点から、今般、応急仮設住宅（公営住宅等の一時使用や民間賃貸住宅の借上げによるものを含む。）をグループホーム等に係る共同生活住居として活用する場合の人員、設備及び運営に関する基準の取扱い等について下記のとおりお示しますので、管内市町村、指定障害福祉サービス事業者及び関係団体に周知いただくとともに、住宅関係部局との連携により、応急仮設住宅のグループホーム等に係る共同生活住居への活用について、積極的に取り組まれますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、国土交通省住宅局とも情報共有していることを申し添えます。

記

1. グループホーム等に関するニーズの把握

応急仮設住宅をグループホーム等に係る共同生活住居として活用する際には、避難所等で生活されている障害者の実態や指定障害福祉サービス事業者及び関係団体等の要望等により、各地域におけるグループホーム等の利用ニーズを適切に把握し、住宅関係部局と情報を共有すること等により、必要となる応急仮設住宅の戸数の確保に努められたいこと。

2. 人員、設備及び運営に関する基準の弾力的な運用について

(1) 人員に関する基準等の弾力的運用について

既に指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている者が、従前（避難前）のサービスを継続して提供する場合のグループホーム等の事業を行う事業所に置くべき従業員の員数を算定する際に用いる利用者の数は、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」（以下「基準省令」という。）第138条第2項及び第208条第2項の規定にかかわらず、前年度の利用者数の平均値と被災後の利用者数の直近1か月の平均値のいずれかの値を用いることとして差し支えないこと。

また、これと同様に、報酬算定上満たすべき従業員の員数又は加算等の算定要件を算定する際に用いる利用者の数は、前年度の利用者数の平均値と被災後の利用者数の直近1か月の平均値のいずれかの値を用いることとして差し支えないこと。

ただし、新規に指定障害福祉サービス事業者の指定を受ける場合は、従前の取扱いによること。

(2) 設備に関する基準の弾力運用について

グループホーム等に係る共同生活住居の立地や居室等の設備基準については、基準省令第140条（第210条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、利用者の支援に支障を来さない範囲内で弾力的に取り扱うこととして差し支えないこと。

(参考)

○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）（抄）

（従業者の員数）

第百三十八条 指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
- 二 及び三 （略）
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 （略）

（設備）

第百四十条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は四人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（都道府県知事が特に必要があると認めるときは三十人）以下とすることができる。
- 5 共同生活住居は、一以上のユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）を有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 6 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。
- 7 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
 - 一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - 二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

(従業者の員数)

第二百八条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上
- 二 (略)
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 (略)

(準用)

第二百十条 第四百十条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）（抄）

第二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。)に関する事項

1 通則

(1) ～ (4) (略)

(5) 加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について

- ① 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度（毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による）。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第 2 位以下を切り上げるものとする。

また、(略)

- ② (略)

社 援 発 〇 四 三 〇 第 一 号

平 成 二 三 年 四 月 三 〇 日

岩 手 県 知 事 殿

厚生労働省社会・援護局長



東日本大震災に係る応急仮設住宅としての
民間賃貸住宅の借上げの取扱いについて

今次災害の復旧に当たり、各県の奮闘、御尽力に敬意を表します。

応急仮設住宅の供与に当たって民間賃貸住宅の借上げによることも差し支えない旨、累次にわたり周知してきたところであります。

被災三県においては、現に救助を要する被災者が自ら民間賃貸住宅に入居している事例も少なくなく、また、応急仮設住宅の用地確保等の課題があつて避難所生活が長期化しているところであります。この状況下、民間賃貸住宅借上げの活用が求められており、今般、民間賃貸住宅の取扱いについて下記のとおりといたします。

貴職におかれて、この内容を御了知いただくとともに、管下市町村に周知し、速やかに被災者の住環境の向上を図られたく、特段の御配慮御尽力をお願いいたします。

記

1. 災害救助法による応急救助は、県が、現に救助を要する被災者に対して行うものである。この考え方に沿って、現に救助を要する被災者に、県が民間賃貸住宅を借り上げて提供した場合に、災害救助法の適用となって同法の国庫負担が行われる。

2. 県の委任を受けた市町村が借り上げて提供した場合も、県借上げの場合と同様とする。
3. 発災以降に被災者名義で契約したものであっても、その契約時以降、県（その委任を受けた市町村）名義の契約に置き換えた場合、1.と同様とする。
（注）契約置換えに当たっては、敷金、礼金、仲介手数料等の入居費用の二重払いや被災者の負担が生じぬよう、留意されたい。
4. 民間賃貸住宅借上げの場合の国庫負担対象経費は、敷金、礼金、仲介手数料等の入居に当たっての費用、並びに、月ごとの家賃、共益費及び管理費である。共益費及び管理費の実費は、月ごとの家賃に加算できる。
5. 月ごとの家賃については、地域の実情（実勢賃貸料）、被災者の家族構成等により区々であると想定されるものの、災害救助費という公費負担の性格にも鑑み、岩手・宮城内陸地震の際には一戸当たり月額6万円としたことを参考とされたい。なお、さらに特別な事情がある場合は、協議されたい。
6. 応急仮設住宅供与としての民間賃貸住宅借上げ予定期間は、2年間とする。

（注）上記取扱は、県外への避難者についても同様とする。

平成23年7月14日
厚生労働省老健局振興課

被災地における介護等のサポート拠点に係る取組（１） ～ 里の杜サポートセンター（宮城県岩沼市） ～

厚生労働省では、東日本大震災の被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流などの総合的な機能を有する「サポート拠点」の設置・運営を推進しています。

被災地各県でサポート拠点の開設準備が進められており、今後、支援が開始されたサポート拠点について、順次、発信いたします。

今回は、宮城県内第１号のサポート拠点として平成23年7月1日に開設された、岩沼市の「里の杜サポートセンター」をご紹介します。

・・・・・・・・・・・・・・・・ サポート拠点の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・

（１）基本情報

- 名 称 : 里の杜サポートセンター
 開設場所 : 岩沼市総合福祉センター内（岩沼市里の杜三丁目４番１５号）
 開 設 日 : 平成23年7月1日
 機 能 : 総合相談、地域交流、世代間交流
 施設概要 : 事務室 15.33㎡
 ※ その他、総合福祉センター内の相談室（19.25㎡）、会議室（132㎡）、和室（51.83㎡）を活用予定。
 人員体制 : 生活支援員2名（看護師・助産師、青少年支援）が常駐（今後拡充予定）
 ※ 生活支援員は、青年海外協力隊のOB、OGで構成する青年海外協力協会（JOC A）から派遣



写真（上）相談窓口正面
（下）事務室内

（２）主な特色

- 岩沼市では、孤独死を防ぐための心のケアなど、高齢者や障害者等の安心した日常生活を包括的に支援する必要があるとの観点から、「里の杜サポートセンター」を開設。
- 仮設住宅に隣接する既存の総合福祉センターを活用し設置。
仮設住宅地に集会室も設置されているが、集会室への出入りが仮設住宅の各

戸から見えることから、他人の目を気にせずに相談できる環境づくりのため、総合福祉センター内に設置している。

- サポートセンターの機能としては総合相談と地域交流であるが、同一建物内には、

- ・ デイサービス（既存）
- ・ 地域包括支援センター（震災により臨時移転）
- ・ 災害ボランティアセンター（震災により設置）
- ・ 岩沼市健康福祉部介護福祉課（既存）
- ・ 岩沼市社会福祉協議会（既存）

等があり、既存の機能も活用し、実質的に総合的なサポート体制を築いている。

- サポートセンターの生活支援員と岩沼市の民生主管各課（社会福祉課、健康増進課、介護福祉課、子ども福祉課）が意見を出し合い、サポートセンターに期待する役割について、共通理解を図っている。

現在のところ、サポートセンターには、仮設住宅の住民の気軽な相談窓口として、

- ・ 孤立を防止するための活動
- ・ 相談の内容に応じ、適切な機関・窓口への“つなぎ”
- ・ ボランティアや住民活動の調整（仮設住宅地内の集会室の利用など）
- ・ 高齢者や子どもの居場所づくり

等の役割が期待されている。

- 開設から間もないこともあり、まずは、仮設住宅の住民に「サポートセンターの機能」や「生活支援員の顔」を覚えてもらい、馴染みの関係を築くことから取り組んでいる。

（３）周辺の仮設住宅の状況

- 岩沼市里の杜地区（岩沼市の仮設住宅は里の杜地区に全て集約）

戸 数 384戸

入居者数 約1,000人（うち65歳以上高齢者数 約3割程度）

うち岩沼市の訪問調査により支援が必要と判断された者 95人
（内訳）未成年者7人、成人27人、高齢者61人

岩沼市里の杜サポートセンターは、総合相談と地域交流に機能を特化したサポート拠点として、岩沼市総合福祉センター内に開設されました。

このように、既存の施設・機能を活用することにより、デイサービス等の多くの機能を新たに設置する大規模な総合的なサポート拠点と比較して、短期間、低コストで設置・運営することが可能であり、今後、多くの被災者の生活をサポートしていく上で、参考となる取組であると考えています。



岩沼市総合福祉センター（里の杜サポートセンターが設置された施設）全景



平面图



中央奥の建物が岩沼市総合福祉センター。手前に並ぶのが里の杜地区仮設住宅



総合福祉センター内の和室



仮設住宅地内の集会室内



平成23年8月25日
厚生労働省老健局振興課

被災地における介護等のサポート拠点に係る取組（２） ～ 平田地区サポートセンター（岩手県釜石市） ～

厚生労働省では、東日本大震災の被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流などの総合的な機能を有する「サポート拠点」の設置・運営を推進しており、実際の取組事例を順次ご紹介しています。

今回（第2回）は、岩手県釜石市において開設された平田地区サポートセンターをご紹介します。

・・・・・・・・・・・・・・・・ サポート拠点の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・

（１）基本情報

- 名 称 : 平田地区サポートセンター
 開設場所 : 釜石市平田総合公園仮設住宅内（釜石市大字平田第5地割）
 開設日 : 平成23年8月10日
 （総合相談支援以外は8月末以降から開始予定）
 機 能 : 総合相談支援、デイサービス、訪問介護、訪問看護、診療機能、
 生活支援サービス、地域交流
 施設概要 :
 延床面積 317㎡
 （構成）
 集会室（133.17㎡）事務室（9.82㎡）、生活相談コーナー（5.39㎡）、診療室（24.67㎡）、厨房（18.75㎡）、
 多目的ルーム（19.77㎡）、浴室（一般、介助用）、便所
 （男女別、多目的及び子供用）、会議室
 人員体制 : 生活支援員（介護福祉士、看護師）
 日中2名、夜間1名（今後拡充予定）
 ※ 地元の介護福祉士等を採用予定



写真（上）サポートセンター外観、（下）集会室

（２）主な特色

（サポートセンターについて）

- 釜石市では、仮設住宅入居者の孤立や要介護度の悪化を防止するとともに、高齢者が気軽に訪れることのできる「居場所づくり」を目指し、「平田地区サポートセンター」を開設。
- 仮設住宅地の中心部に、総合相談、デイサービス、地域交流、診療機能等の機能を有する、総合的なサービス拠点として整備。
- 平田地区サポートセンターでは、ケアコールシステムを活用して24時間体制での見守りを支援。
- サポートセンターの運営主体は、民間事業者（株式会社ジャパンケアサービス東日本）。
- 総合相談支援においては、介護保険の申請方法、健康相談、高齢者等の見守

りに関する相談、仮設住宅の環境に関する相談等幅広く相談に応じている。

- 釜石市において従来より、保健師等の職員を配置して保健・医療・福祉・生涯学習等に関するサービスを行う生活応援センターを設置しており、サポートセンターとの連携を図ることとしている。

（仮設住宅について）

- この地区の仮設住宅は、東京大学高齢社会総合研究機構と岩手県立大学の提案を受け、高齢者の孤立防止や地域との交流に配慮した「コミュニティケア型」の仮設住宅を建設した。
- 「コミュニティケア型」の仮設住宅では、
 - ・ 居室を玄関向かい合わせに配置
 - ・ テーブルやいすを並べて交流の場として使えるウッドデッキを配置
 するなどの特徴があり、入居者同士が顔を合わせる機会が増えるよう工夫されている。
- この地区の仮設住宅地には、サポートセンターのほか、



（上）ウッドデッキイメージ

- ・ 仮設店舗（スーパー、小売店舗）
- ・ バス停、バス待合所
- ・ 子育てゾーン

などが配置される予定となっており、仮設住宅入居者の生活に資する機能を一体的に整備している。

（３）周辺の仮設住宅の状況

- 釜石市平田総合公園仮設住宅
 - 戸数 278戸
 - 入居者数 580人（予定）

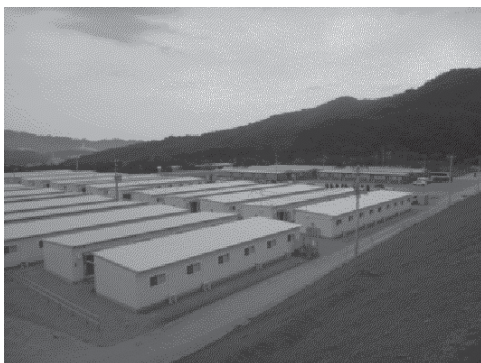
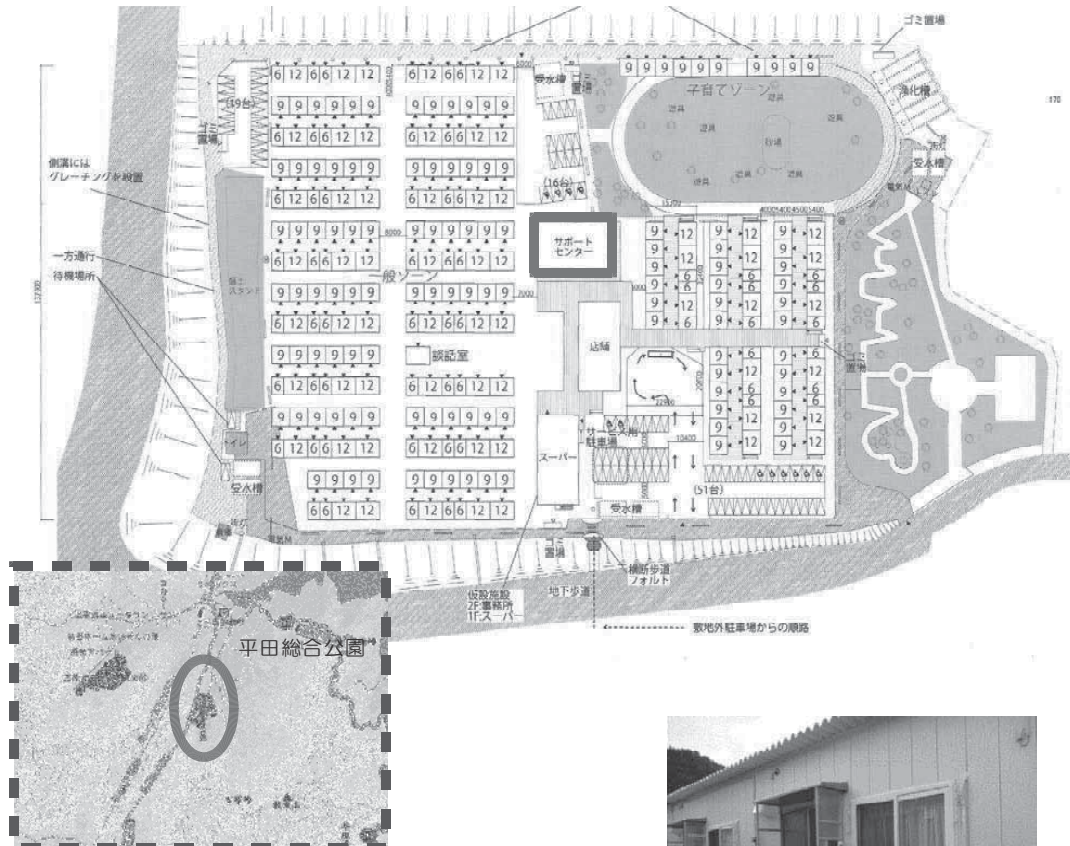
※ケアが必要な高齢者等について、他の仮設住宅からの転入も想定されている。

平田地区サポートセンターは、総合相談、介護サービス、診療機能、生活支援等の機能を有する総合的拠点として、平田総合公園仮設住宅地内に開設されました。

同地区では、東京大学社会総合研究機構及び岩手県立大学と連携し、仮設住宅地の設計段階から、サポートセンター等を一体的に整備することで、地域包括ケアの実現を目指した仮設住宅地が形成されています。

このように、仮設住宅地を１つの“まち”と捉え、一体的な整備を行うことで、仮設住宅入居者の方々への快適で安心した日常生活の提供に資するとともに、復興後のまちづくりを見据えた取組として、参考となる取組であると考えています。

平田地区仮設住宅地平面図



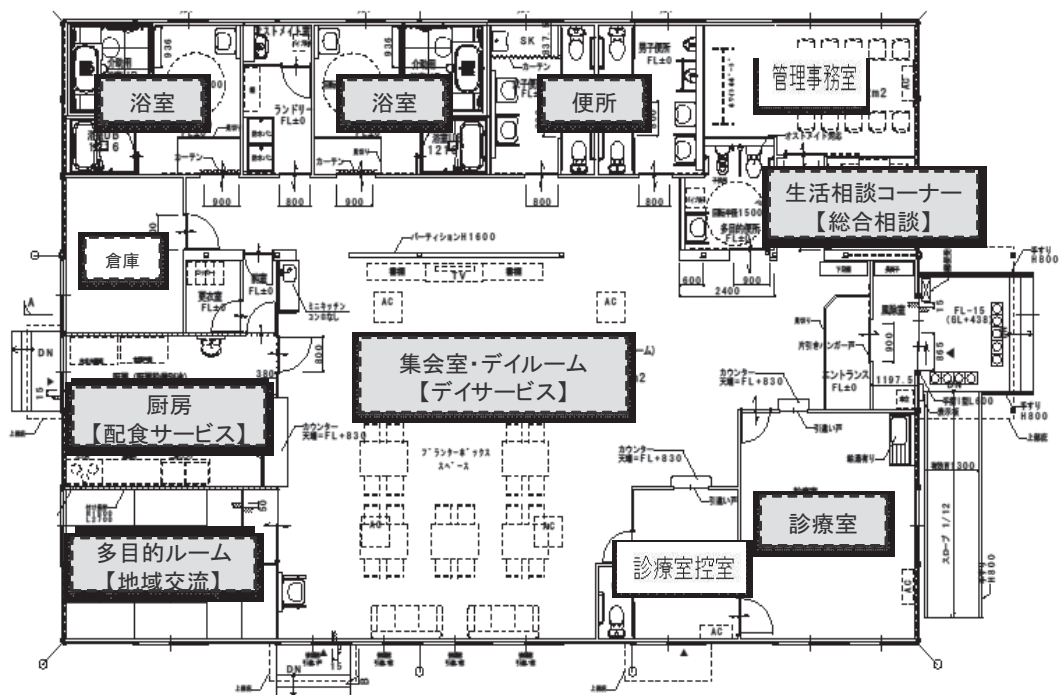
- (左) 仮設住宅地全景
 (右上) 一般ゾーンの仮設住宅
 (右下) 子育てゾーン（公園一帯の広場）



(左) ケアゾーンの仮設住宅（正面）



(右) ケアゾーンの仮設住宅



サポートセンター間取図

(写真・資料提供：東京大学高齢社会総合研究機構)

「福祉避難所」って何？

「福祉避難所」とは、大きな災害で被災した人のうち、特に支援の必要度が高い人（いわゆる「要援護者」）を対象に設置される避難所のことです。

対象としては、一般的な避難所では生活に支障を来す可能性が高い人（障がいのある人、高齢の人、妊娠している人、乳幼児、病弱な人など）が想定されていますが、常時支援を必要とする人には向いておらず、身の回りのことは概ねご自分で対応できる人に向いています。（常時支援を必要とする人は、避難先の入所施設やケアホームでの受入れが想定されています）また、状況によってはそのご家族まで含めて差し支えないことになっています。（さらに、災害救助法の適用地域であることが大前提です。今回の適用地域は、下記URLを参照してください）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014j2y-img/2r98520000015bbv.pdf>

施設的には、福祉施設や防災拠点型地域交流スペースを有する施設、特別支援学校、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設が想定されていますが、多くの人を受け入れる際には施設が不足するため、宿泊施設又はホテル、旅館やアパート等を利用しても差し支えないこととなっています。（根拠通知は下記URLを参照してください）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015aui.pdf>

福祉避難所の設置や運営については、概ね次のとおりです。（災害の規模などによって異なりますので、目安としてください）

（福祉避難所の設置）

福祉避難所の設置（指定）は、原則として災害のない平時に都道府県が指定します。（市町村に事務委任されているケースもあります）

ただし、大きな災害が起きた場合には、事後に設置（指定）されることもあります。今回の大震災の場合は、ほとんどが事後に設置（指定）されるものと思われます。したがって、公的機関を通さずに民間ベースで避難先を確保し、その後に行政と調整して福祉避難所の指定を受けられる可能性があります。

県境をまたいでの設置も可能ですが、その場合であっても、基本的には避難元の都道府県（市町村）が設置（指定）します。県境をまたいでの設置についての根拠通知は下記URLの項目「3」を参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015jqc.pdf>

（設置期間）

原則は7日間ですが、災害の規模等に応じて延長されることがあります。（今回の大震災の場合は、最大2ヶ月まで延長可能です。根拠通知は下記URLの項目「1－（2）」を参照してください）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015jqc.pdf>

なお、避難期間が長期化した場合などには、避難所の統廃合を行う場合があります。

（人員配置）

避難者10名に対して1名の支援者（生活の相談等に応じる職員）の配置について運営費が支弁されるほか、市町村や都道府県を通じて支援職員の応援を要請することができます。支援者人件費は10万円強と思われます。支援者の応援に関する根拠通知は下記URLを参照してください。（通知上の対象は福祉施設となっていますが、福祉避難所もOKです）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015gd8.pdf>

また、元々が福祉施設だった場合には、その施設に配置されている職員とは別に福祉避難所の支援者配置を行うことも可能です。

（設備）

できる限りバリアフリー化された施設が推奨されます。また、障がい配慮したトイレなどの設置や、生活に必要な消耗品などについても運営費の支弁対象となります。

（食費や家賃など）

障がいのある人、高齢の人などの状況に配慮した食事について運営費の支弁対象となるほか、借り上げ方式で福祉避難所を開設した場合には、家賃も含めた費用が運営費の支弁対象となります。（家賃も含めた費用の場合、前例では1日当たり5,000円となっています）根拠通知は下記URLの項目「2-（1）」を参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015iqc.pdf>

（福祉サービス）

福祉避難所は「在宅」扱いとなります。したがって、福祉サービスについては障害者自立支援法や介護保険法の適用を受けることとなります。

この場合、住民票を移していない時は避難元の自治体、住民票を移した場合は避難先の自治体が支給決定等を行います。

（運営費の支払い）

基本的には、避難所の撤収後に事後精算します。支払いは避難元の都道府県（市町村）が原則ですが、県境をまたいで設置だった場合には、とりあえず避難先の都道府県（市町村）が支払って、その分を避難元の都道府県へ求償することも可能です。

【以上の情報は、平成20年度災害救助担当者全国会議（平成20年6月2日開催）の資料から必要部分を抜粋しました。URLは次のとおりです】

<http://www.wam.go.jp/wamappl/bb16GS70.nsf/0/CCF991865DB91F2A4925745E001FEE05?OpenDocument>

注意したい点としては、特に民間ルートで避難先を確保した場合、そこを福祉避難所へ指定してもらわないと、かかった費用が支弁されなくなってしまう（受入れ先が全額持ち出しになってしまう）、ということです。せっかく避難してきた方を受け入れたのに、それが原因で莫大な借金を背負ってしまったり元も子もありませんし、最悪の場合避難した人へ費用請求されてしまう可能性もあります。

また、県境をまたいで避難する場合には、所管の都道府県も異なるため、少々面倒ですが必ず関係する全ての自治体と連絡を取りあえる体制にしておくことが大切です。（避難元の市町村と都道府県、避難先の市町村と都道府県）こうすることで、避難先までの移動についても配慮してもらえる可能性があります。（避難者移送バスのチャーターなど）

常時支援を必要とする人は、避難先の入所施設やケアホームでの受入れが想定されますが、この場合は既に「施設入所」や「ケアホーム」の支給決定を受けていますので、避難先で引き続き利用することとなります。（異なる施設種別でも、定員を超過していてもOKです）ただし、施設入所とケアホームの相互乗り入れはできません。（施設入所の支給決定を受けていた人がケアホームへ避難した場合、施設入所の支給決定は使えません）

以 上

テーマ	福祉避難所運営の財政支援は？
概 要	避難してくる障がいのある人や高齢の人などを受け入れる「福祉避難所」を開設する場合のガイドです
対象は？	「福祉避難所」を開設して障がいのある人や高齢の人などを受け入れる事業所（法人）
窓口は？	被災地の都道府県（市町村へ事務委任されている可能性あり）と避難所が所在する市町村と都道府県
内容は？	避難してくる障がいのある人や高齢の人などを受け入れる「福祉避難所」を開設した場合、次のような財政的支援が受けられます 【財政支援の概要】 避難者 10 名に 1 名の支援人件費（10 万円程度） バリアフリー簡易トイレの設置費用 消耗品費 食費や民間住宅等の借上時の家賃（家賃が発生する場合は 1 人 1 日 5,000 円程度）
根拠通知	別添のとおり（通知番号【1】番、【11】番）
通知のURL	【1】番 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015au8.pdf 【11】番 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015jqc.pdf
その他	福祉避難所の指定は被災地の都道府県です。被災地の都道府県と避難所が所在する市町村、都道府県とは常に連絡を取り合います。 また、支援者が不足した場合は、支援職員の応援を要請することができます。（「被災地で支援を継続したい」の「支援職員応援要請」を参照してください）

福祉避難所は、被災都道府県以外でも設置可能です！

今回の大震災は、被災エリアが非常に広いため、被災都道府県以外であっても「福祉避難所」の開設が可能となっています。（根拠通知は【11】の「3」部分となります）

ですから、たとえば愛知県や大阪府で民間アパート等を借り上げて「福祉避難所」とすることも可能となります。ただし、「福祉避難所」の指定には被災した都道府県と避難先を所管する都道府県の調整が不可欠ですので、必ず被災地の市町村と都道府県、さらに避難先の市町村と都道府県へ避難を受け入れたことを報告するようにしてください。

- * この情報は、「東日本・支援者支援事業所向け制度活用ガイド」から了解を得て引用させて頂きました。
 詳しくは、次のホームページを参照して下さい。

<http://www.karuizawa.ne.jp/~tanto/saigai/index.html>

厚厚生労働省平成 23 年度障害者総合福祉推進事業

指定課題「既存の戸建て住宅を活用した

小規模グループホーム・ケアホームの防火安全対策の検討について」2

3.11 東日本大震災における被災した
グループホームに関する調査

■発行日 平成 24 年 3 月 31 日

■発行者 日本グループホーム学会調査研究会
代表理事 山田 優

■事務局 日本グループホーム学会調査研究会
神奈川県横浜市中区本牧町 1-120

FAX 045-228-7728

E-mail info@gh-gakkai.com

<http://www.gh-gakkai.com/index.html>